平成２４年（フ）第１２０１号
北海道石狩市花川北３条３丁目４番地　公団住宅14―501
債務者　小塚　寿美
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２２６号
北海道石狩市花畔２条１丁目７番地
債務者　松本ルミ子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３７号
札幌市東区北23条東17丁目３番10号　ノースプラザ23Ａ102号
債務者　西海谷亜紀（旧姓福士）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４２号
札幌市豊平区平岸２条14丁目２番39―402号
債務者　槻木澤瑠璃
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４９号
北海道岩見沢市緑町３丁目５番１号、申立時の住所札幌市白石区北郷１条９丁目３番７―205号
債務者　西川　愛美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９９号
北海道石狩市花川南２条１丁目５番地１　スカイパレス参番館103号
債務者　大岩　育子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２９号
札幌市東区北24条東17丁目１番14号　セントチュリー元町Ａ―２号
債務者　木村みゆき
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３５９号
北海道石狩市花川南４条２丁目248番地　２Ｆ
債務者　橋本　正行
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４号
岩手県花巻市星が丘１丁目14番24号　スターハイツ201号、前住所岩手県花巻市松園町１丁目２番６号　フレグランスＲＡ―Ａ102号
債務者　原　　典子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第６１号
岩手県花巻市豊沢町５番19号、前住所岩手県花巻市桜町１丁目347番地
債務者　煤孫　智子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第２１３号
新潟市西区小針西１丁目８番17―24号
債務者　保倉　栄子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３１号
新潟市東区上木戸５丁目26番１―103号
債務者　家井　正人
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３４号
新潟市北区早通南３丁目６番11号
債務者　島津　淳一
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３５号
新潟市東区江南２丁目８番地３　ハウス江南206号、前住所新潟県新発田市東新町１丁目10番30号　レジデンス瞳105
債務者　尾澤　眞樹
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５４号
新潟市西蒲区和納2473番地18　セイコーニューハイツ101号室
債務者　佐久間克司
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６３号
新潟市西区寺尾３丁目１番20号　和晃マンション203、前住所新潟市西区坂井砂山１丁目４番14号　ハイム岩村７
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２７号
静岡県三島市南町２番15号　エムズプラザＢ―102、前住所静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1655番地の１　関マンション301号
債務者　細谷　裕子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係